

(平成24年9月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係

2 件

## 三重国民年金 事案 1190

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から44年3月まで

申立期間について、私が20歳になった頃に、父親が私の国民年金の加入手続をして、国民年金保険料を支払ってくれたはずである。私たちの地区は、毎月一定日に集会所へ集まり、家族の分をまとめて区長に預けていたと聞いているので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の父親は既に他界しているため、加入手続及び保険料納付の状況が不明である上、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、市の国民年金保険料収納簿によると、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、オンライン記録で納付済期間として確認できる昭和44年度の保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和44年11月以降に納付されており、申立期間について、保険料が納付されていたことをうかがわせる記載は見当たらない。

さらに、申立期間について、申立人の父親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 1191

### 第1 委員会の結論

申立人の平成16年11月から18年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年11月から18年4月まで

申立期間の国民年金保険料は、平成16年11月にA市へ転居した時、B社会保険事務所(当時)で作成された納付書において、厚生年金保険に加入する18年5月までの間に、3回に分けて銀行で支払っているはずである。領収書等の保管は無いが、納付していたことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料納付時期について、A市へ転居後すぐに支払ったのではないが、平成18年5月に厚生年金保険に加入するまでには、完納しているはずであると述べるなど、保険料納付に関する記憶が明確でなく、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な供述が得られない。

また、平成14年4月から保険料徴収事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の機械化が一層促進されたことなどから、誤った納付書の発行、記録誤り等が生ずる可能性が少なくなっていると考えられるところ、オンライン記録によると、申立人が厚生年金保険に加入した後の19年6月に作成された納付書は、申立期間の一部に係るものとみられることから、厚生年金保険に加入するまでには申立期間の保険料を納付していたとする申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。